

宮城県老人福祉施設協議会「災害派遣介護チーム」設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、宮城県老人福祉施設協議会災害時相互支援協定書（以下「相互支援協定書」という。）第5条に規定する支援活動を行う職員の派遣について、必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣チームの設置)

第2条 宮城県老人福祉施設協議会（以下「宮城県老施協」という。）は、大規模災害発生時に備え、相互支援協定書第1条に規定する県南地区、石巻・黒川地区、大崎・栗原地区、登米・気仙沼地区（以下「4地区」という。）ごとに、介護職員、看護職員等により構成する宮城県老人福祉施設協議会災害派遣介護チーム（以下「派遣チーム」という。）を置く。

(派遣チームの編成等)

第3条 派遣チームは、宮城県老施協会員である施設・事業所（以下「施設等」という。）の長から推薦のあった者（以下「派遣チーム員」という。）により構成する。

- 2 宮城県老施協は、前項の推薦のあった者を4地区ごとに派遣チーム員として登録する。なお、登録の事務等については、別に定める。
- 3 宮城県老施協は、大規模災害発生時に1チーム当たり4～6名程度の派遣チームを編成し、被災施設等へ派遣するものとする。
- 4 派遣チーム数及び派遣チームの構成人数・職種等については、被害規模、支援内容等の状況に応じて調整する。

(活動内容)

第4条 派遣チームの活動は、次の内容を基本とする。

- (1) 被災高齢者施設、被災高齢者施設の利用者を受け入れた施設における要援護者への介護
- (2) 福祉避難所における要援護者への支援及び要援護者からの相談への対応

(活動期間)

第5条 一つの派遣チームの活動期間は、原則として7日以内とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができるものとする。

(事前協定等)

第6条 派遣チームの派遣に協力する施設等（以下「協力施設」という。）は、宮城県老人福祉施設協議会災害派遣介護チーム派遣協力申出書（様式第1号）を宮城県老施協に提出する。

- 2 宮城県老施協は、前項の申出書の提出を受け、協力施設と宮城県老人福祉施設協議会災害派遣介護チームの派遣に関する協定（様式第2号）を締結するものとする。
- 3 協力施設は、大規模災害発生時に派遣チーム員として活動可能な者について、宮城県老人福祉施設協議会災害派遣介護チーム員予定者名簿（様式第3号）に記載し、宮城県老施協に提出するものとする。
また、派遣チーム員の派遣に際し、提供可能な車両についても同名簿に記載するものとする。
- 4 協力施設は、前項の名簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、宮城県老施協に提出するものとする。

- 5 第2項の協定に基づく要請は、宮城県老人福祉施設協議会災害派遣介護チーム員派遣要請書（様式第4号）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができるものとする。
- 6 派遣チーム員は、活動が終了したときは、その活動状況等について宮城県老人福祉施設協議会災害派遣介護チーム員活動報告書（様式第5号）により報告を行うものとする。

（研修及び訓練等）

- 第7条 宮城県老施協は、派遣チーム員の技術の向上を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。
- 2 宮城県老施協は、災害対応訓練、災害対策研修を実施する場合、派遣チーム員の参加を求めることができるものとする。

（費用負担等）

- 第8条 派遣チームの運営及び活動等に関する費用については、協力施設と別途協議して定めるものとする。
- 2 宮城県老施協は、派遣チームの活動に伴う事故等に対応するため、派遣チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料は宮城県老施協が負担する。

附 則

この要領は、平成26年7月28日から施行する。